

令和4年8月

令和5年度  
税制改正等要望書

日本ワイナリー協会  
理事長 長林 道生

# 令和 5 年度税制改正等要望項目

## 要望 1 ワインの酒税増税時における中小・零細 ワイナリーの救済策の充実強化

・ ・ ・ ・ ・ 1 頁

ワインに係る酒税については、醸造酒類間の税率格差是正という名目で平成 15 年、平成 18 年の増税に続き、平成 29 年度税制改正においても令和 2 年、令和 5 年に増税されることになりました。

我が国の国内製造ワインの市場規模は小さく、国内製造ワイン製造者（以下「ワイナリー」といいます。）のほとんどが中小零細業者で、経営基盤は極めて脆弱のため、度重なる増税には対応が困難です。

また、チリやオーストラリア等との EPA 協定でボトルワインの関税が段階的に撤廃、日・EU の EPA 交渉においても関税が即時撤廃され、ワイナリーの経営に大きな影響を与えております。

以上のような状況から租税特別措置法におけるワインに係る酒税の軽減措置を充実強化し、令和 5 年 4 月 1 日以降も実質的に負担増とならない措置を講じられるよう強く要望します。

## 要望 2 「日本ワイン」に対する酒税の軽減 税率制度の導入 ····· 3 頁

日本ワインは、国産ぶどうを使用して製造したワインとして、平成30年10月から「果実酒等の製法品質表示基準」が適用されており、割高な国産ぶどうを原料として製造した日本ワインに対する酒税の軽減税率制度が導入されるよう要望します。

## 要望 3 ワイン等の関税の撤廃に当たっての中小 ワイナリーへの配慮 ····· 4 頁

日本のワイン市場は輸入ワインが約7割を占めるため、関税が即時撤廃される場合には、中小ワイナリーの受けるダメージが大きいことから、ワイン等の関税撤廃に当たっては激変緩和のための配慮を要望します。

## 要望 4 ワインの低アルコール分のものに対 する低額税率の適用 ····· 5 頁

現在の定額課税を、多様化する消費者ニーズに対応するため、アルコール分8度未満のワインについて低額の税率適用区分を設けられるよう要望します。

## 要望 5 品目の例外表示としてぶどうを原料とする果実酒に「ワイン」の呼称を新設

・・・・・ 6 頁

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の5に基づく品目の例外表示の対象として果実酒を追加し、「ワイン」の呼称によることができるよう要望します。

## 要望 6 流通市場における被災酒類及び変質等酒類の酒税現地還付制度等の導入

・・・・・ 7 頁

1 酒税は、酒類を消費した消費者が負担する間接税であり、酒類製造者が納付したもののが商品代金の中にコストとして織り込まれ、販売業者を通じて消費者まで転嫁し、最終的に消費者が酒類を飲用消費する段階で、その酒類商品に含まれる酒税相当額を支払い負担しているという仕組みとなっています。

そうすると、課税済酒類が流通市場に滞留し、消費者の消費段階に至らずに滅失、変質等により消費できないことが明らかな場合は、当然酒税額は還付されるべきであります。

2 流通市場の酒類販売業者が所持する酒類については、①被災した場合、②変質・季節等の経過により廃棄した場合、現行法では酒類販売業者に直接酒税を還付する制度はありません。

そこで、酒類販売業者が、酒類の被災場所や

廃棄場所の所轄税務署長の確認を受けた場合は、酒類の仕入れ代金に含めて酒税を負担している酒類販売業者に直接酒税を還付する制度を創設していただくよう要望します。

また、廃棄処理施設で廃棄した場合、同施設が発行する廃棄証明書に基づいて酒税の控除が受けられるよう要望します。

## 要望7 制度の簡素合理化

・・・・・ 9頁

酒税法に規定する申告・届出等の義務規定の廃止及び実情に合った措置の導入をするなど、簡素合理化を図られるよう要望します。

## 要望8 輸入ブドウ果汁に係る関税率の引下げ

・・・・・ 9頁

果実酒原料とするアルゼンチン産ブドウ果汁に係る関税について実行関税率の引下げを要望します。

## 要望 1 ワインの酒税増税時における中小・零細ワイナリーの救済策の充実強化

### 〔要旨〕

ワインに係る酒税については、醸造酒類間の税率格差是正という名目で平成15年、平成18年の増税に続き、平成29年度税制改正においても令和2年、令和5年に増税されることになりました。

我が国の国内製造ワインの市場規模は小さく、国内製造ワイン製造者（以下「ワイナリー」といいます。）のほとんどが中小零細業者で、経営基盤は極めて脆弱のため、度重なる増税には対応が困難です。

また、チリやオーストラリア等とのEPA協定でボトルワインの関税が段階的に撤廃、日・EUのEPA交渉においても関税が即時撤廃され、ワイナリーの経営に大きな影響を与えております。

以上のような状況から租税特別措置法におけるワインに係る酒税の軽減措置を充実強化し、令和5年4月1日以降も実質的に負担増とならない措置を講じられるよう強く要望します。

### 〔説明〕

- (1) 我が国のワイナリーは年間課税移出数量1,000 kℓ未満の企業が97%超という中小・零細で、その半数が赤字・低収益企業であり、経営規模も小さく極めて脆弱な経営基盤であります。また、国内のワイン市場においては、輸入ワインが概ね7割を占め残りの3割の中で沢山の国内ワイナリーがしのぎを削っているのが実情であります。

このような状況下、長年に亘り良質なワインを提供してきたワイナリーのみならず、夢を抱いて起業

した新しいワイナリーにとってもこれまでの度重なる増税や今後予定されている増税は経営上相当な負担となり、企業体力の弱体化を増幅させ、とても増税に対応できるものではありません。

- (2) 酒税法の改正において、ワインと清酒を醸造酒類として一括りにし、税率格差是正を旗印に、令和5年10月にはワインが増税され税率の一本化が予定されています。

ワインと清酒では、原料、製法、飲用様態等のいずれも異なります。

酒類の税率については、蒸留酒はアルコール度数課税が国際一般的ですが、醸造酒は各国の歴史、文化、産業構造等から独自の税率が採用されています。ワインの税率は国際的には概ね低く、イタリア、スペイン、ドイツでは無税、フランスでは極めて低い税率とされています。

醸造酒であるという点をとらえて同一に論じ、しかも課税移出数量が増えていない中小零細であるワイナリーに対して増税による負担を強いられるのは合理性が乏しいと考えます。

- (3) 現在、ワインには、租税特別措置法により、前年度の課税移出数量が1,300 kℓ以下の中小零細ワイナリーには、その年度のワインの課税移出数量が200 kℓまで28.9%（1,000 kℓ超1,300 kℓ以下の場合は20%）の軽減割合が適用されています。

しかしながら、上記の租税特別措置法の規定は令和5年3月に適用期限が到来し、4月から実質増税となります。

このように令和5年には4月、10月と2回の増税が予定されており、これが実施されると、中小零

細ワイナリーにとって現在の納付額に比べて 1.56 倍  
もの大幅増税になります。

そこで、ワイナリーの経営実態やワイン業界を取り巻く環境を考慮され、現行の酒税の軽減措置を踏まえた新たな制度を創設いただきますとともに、増税によるワイナリーの負担が実質的に増加しないような措置を講じられますよう強く要望します。

## 要望 2 「日本ワイン」に対する酒税の軽減税率制度の導入

### 〔要旨〕

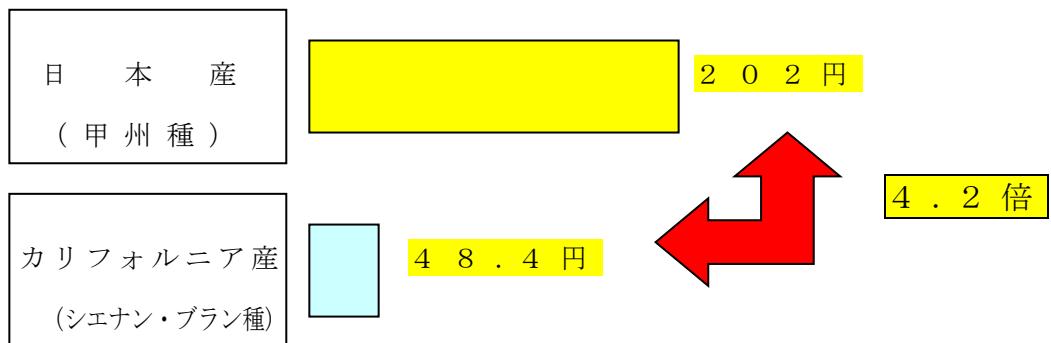
日本ワインは、国産ぶどうを使用して製造したワインとして、平成 30 年 10 月から「果実酒等の製法品質表示基準」が適用されており、割高な国産ぶどうを原料として製造した日本ワインに対する酒税の軽減税率制度が導入されるよう要望します。

### 〔説明〕

- (1) ワイン醸造用の国産ぶどう価格は、外国のぶどう価格に比べ極めて割高となっており（別表）、国産ワイン業界は輸入ワインに対してコスト面で大きなハンディキャップを背負って競争するという状況にあり、ワイン製造者の経営の圧迫要因にもなっています。
- (2) 日本ワインの発展のためには国産原料の安定的確保が肝要であり、日本ワインの酒税の税率を低率にすることにより、結果として国産果実生産の奨励に繋がります。
- (3) 国産果実の生産奨励と日本ワイン製造者の国際的な競争条件を公平・適正なものにするため、割高な国産ぶどう使用の日本ワインに対する酒税の軽減税率制度を導入されるよう要望します。

(別表) ワインの原料用ぶどうの内外価格の比較

(令和3年産1kg当たり)



### 要望3 ワイン等の関税の撤廃に当たっての中 小ワイナリーへの配慮

#### [要旨]

日本のワイン市場は輸入ワインが約7割を占めるため、関税が即時撤廃される場合には、中小ワイナリーの受けるダメージが大きいことから、ワイン等の関税撤廃に当たっては激変緩和のための配慮を要望します。

#### [説明]

国内のワイン市場では輸入ワインが約7割を占める状況であり、関税が即時撤廃されるような事態が生じた場合には、安価な輸入ワインが一層増加し、ただでさえ苦しい経営を強いられている中小ワイナリーにとって大きな脅威と経営面のダメージは計り知れません。

近年、日本ワインが国内外に注目されるようになってきており、各ワイナリーも日本ワインの醸造に力を注ぎ、設備投資や品質向上を図り経営体質の改善や日本ワインの市場拡大に努めている途上にあります。こうした時期に、中小ワイナリーの経営が

ゆらぐ事態を招くことは、日本ワイン市場のみならず、ぶどう農家を含む地域経済の活性化等にとって大きなマイナスとなります。

このため、ワイン等の関税撤廃に当たっては、激変緩和のための一定期間の猶予等の緩和措置を設けていただきますよう強く要望します。

#### 要望4 ワインの低アルコール分のものに対する低額税率の適用

##### [要旨]

現在の定額課税を、多様化する消費者ニーズに対応するため、アルコール分8度未満のワインについて低額の税率適用区分を設けられるよう要望します。

##### [説明]

- (1) 近年消費者の嗜好は多様化し、これに呼応してアルコール分3度という低アルコール分のワインも市場に出回っており、今後、この分野は拡大の傾向にあります。

これら低アルコール分のものであっても通常のワインの税額（9万円/kℓ）の負担を余儀なくされており、アルコール分3度のワインと12度前後のワインが同額の酒税を負担しているのは、不均衡であり極めて疑問と言わざるを得ません。

- (2) 低アルコール分のワインの税負担の適正化を図り、多様化する消費者ニーズに対応することができるよう、低アルコール分（アルコール分8度未満）のワインについて、低額な税率適用区分を導入されるよう要望します。

## 要望 5 品目の例外表示としてぶどうを原料とする果実酒に「ワイン」の呼称を新設

### 〔要旨〕

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第 11 条の 5 に基づく品目の例外表示の対象として果実酒を追加し、「ワイン」の呼称によることができるよう要望します。

### 〔説明〕

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 5 は、酒類の販売容器に品目の表示をすることとされています。また、同法施行令第 8 条の 3 第 4 項において、当該品目の表示は、一般に慣熟した呼称があるものは、財務省令で定める呼称によることができるとしています。

果実酒のうち、ぶどうを原料とした果実酒は、一般社会における呼称では「ワイン」と呼ばれ、日常的な名称として広く慣熟しているものと言えます。

我が国における果実酒市場においては、輸入される果実酒が約 7 割を占めており、それらも広く一般に「ワイン」と呼称されて流通しております。

商品ラベルのデザイン面や国際的な流通形態からも「果実酒」という品目の表示ではなく、「ワイン」という一般に慣熟した呼称のほうが、消費者は理解しやすいと言えます。

また、情報媒体においても「ワイン」の呼称が広く使用されております。

こうしたことから、同法施行規則第 11 条の 5 の品目の例外表示の対象に果実酒を追加し、「ワイン」の表示とすることができるよう要望します。

## 要望 6 流通市場における被災酒類及び変質等 酒類の酒税現地還付制度等の導入

### [要旨]

1 酒税は、酒類を消費した消費者が負担する間接税であり、酒類製造者が納付したものが商品代金の中にコストとして織り込まれ、販売業者を通じて消費者まで転嫁し、最終的に消費者が酒類を飲用消費する段階で、その酒類商品に含まれる酒税相当額を支払い負担しているという仕組みとなっています。

そうすると、課税済酒類が流通市場に滞留し、消費者の消費段階に至らずに滅失、変質等により消費できないことが明らかな場合は、当然酒税額は還付されるべきであります。

2 流通市場の酒類販売業者が所持する酒類については、①被災した場合、②変質・季節等の経過により廃棄した場合、現行法では酒類販売業者に直接酒税を還付する制度がありません。

そこで、酒類販売業者が、酒類の被災場所や廃棄場所の所轄税務署長の確認を受けた場合は、酒類の仕入れ代金に含めて酒税を負担している酒類販売業者に直接酒税を還付する制度を創設していただくよう要望します。

また、廃棄処理施設で廃棄した場合、同施設が発行する廃棄証明書に基づいて酒税の控除が受けられるよう要望します。

### [説明]

- (1) 現行法では、流通市場にある酒類が被災した場合、その酒類に課された酒税は、その納税義務者である酒類製造者等を通じて被災者に還付する制度となっ

ています。

しかし、流通段階における酒類販売業者の書類の整理が煩雑で不十分なことが理由で、酒類製造者等が還付手続きした酒税相当額について、国から還付を受けられないケースがあり、当該酒税相当額は酒類製造者等の負担となっています。また、このような手続きを行う被災酒類の酒税の還付に要する事務処理負担は大きいものがあります。

- (2) 流通市場にある酒類が変質し消費者に販売することが出来なくなった場合、酒類販売業者が廃棄しても酒税の還付を受けられないと現状は、返品可能な場合には酒類製造場へ現物を返品し、酒類製造者が戻入控除を受け、酒類販売業者へ酒税分を還付していますが、酒類を製造場に戻す事務処理と物流経費が大きな負担となっています。
- (3) 流通市場にある季節を限定した酒類及び賞味期限を付した酒類が消費者に販売することができなくなった場合、流通市場から酒類製造場まで返品しても最終的には廃棄しており、返品のための物流経費が無駄になっています。
- (4) そこで、流通市場にある酒類販売業者が所持する酒類が、被災した時に被災場所の所轄税務署長がその数量等を確認したとき又は変質等のため廃棄するときには、所轄税務署長の確認を受け、手持品課税・戻税制度の例に倣い、被災者又は廃棄する者である酒類販売業者に酒税を直接還付する制度を創設していただくよう要望します。
- (5) また、酒類製造場ではなくとも公害関連施設を完備した処理工場又は公的処理施設において酒類を廃棄した場合は、これらの廃棄処理施設が廃棄を証明した書類に基づき、酒税の納税申告書において酒税の控除が受けられるよう要望します。

## 要望7 制度の簡素合理化

### 〔要旨〕

酒税法に規定する申告・届出等の義務規定の廃止及び実情に合った措置の導入をするなど、簡素合理化を図られるよう要望します。

### 〔説明〕

酒税法は、酒類製造者に対し、申告、届出、承認、許可等の多くの義務規定を定めています。

これらの義務規定は、今日の酒税が移出課税で、かつ、申告納税制度であることを考えますと、存続させる必要性のない規定が多く、事前チェック方式ではなく、事業者の主体性を保持させることで対応可能なものもあります。新しい時代に適合するよう酒税法の抜本的な見直しを行い、多くの要望事項の実現を図られるよう要望します。

例えば、

- ・課税済酒類の輸出還付制度の新設
- ・記帳義務の簡素化、記帳事項の省略

## 要望8 輸入ブドウ果汁に係る関税率の引下げ

### 〔要旨〕

果実酒原料とするアルゼンチン産ブドウ果汁に係る関税について実行関税率の引下げを要望します。

### 〔説明〕

国内製造ワインには、国産ぶどうのほか、輸入原料を使用しています。輸入原料には、1度以上のアルコールを含有するグレープマスト及びアルコールを含有しないブドウ果汁が使用されています。これら輸入原料の主要輸入国（南米）は、チリやアルゼンチンとなっています。

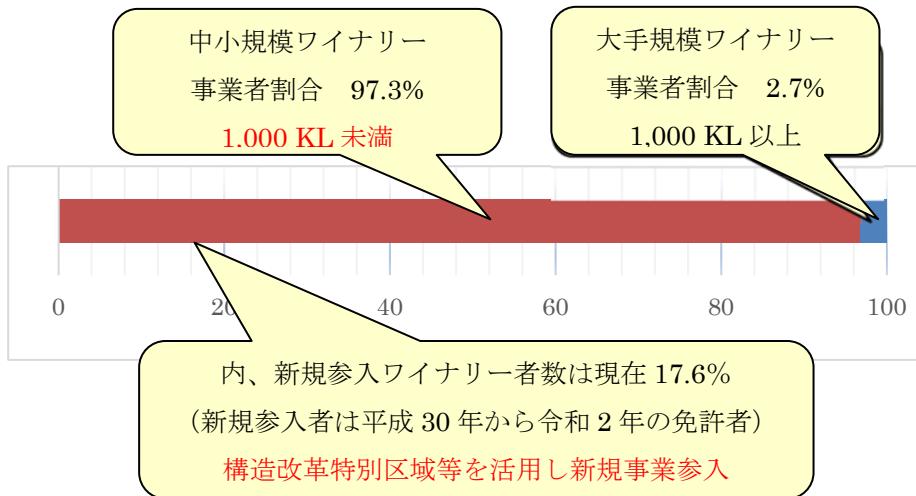
輸入原料のうち、グレープマストに係る関税については、チリ産、アルゼンチン産とも特惠無税とな

っています。しかしながら、ブドウ果汁に係る関税については、チリ産は無税（EPA）となっておりますが、アルゼンチン産については 19.1%（WTO）もの高い実効税率となっています。

つきましては、果実酒の原料とするアルゼンチン産ブドウ果汁に係る関税について実行関税率の引下げを要望します。

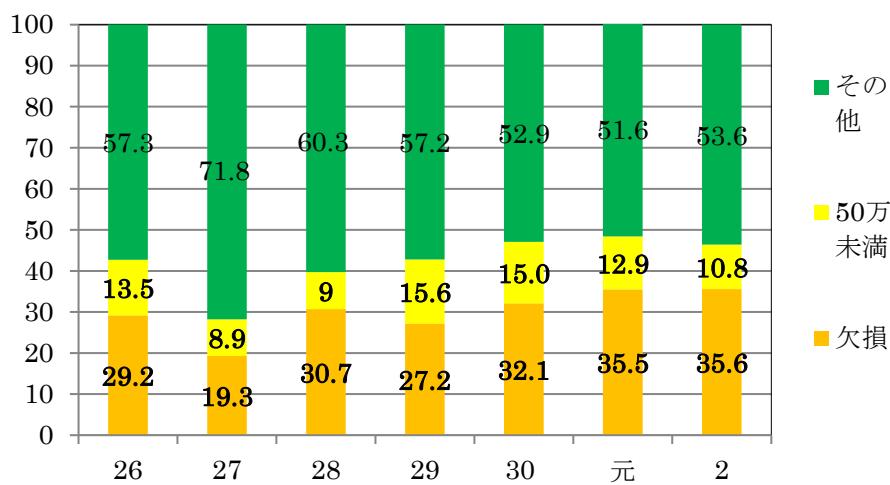
## 国内ワイナリーの現状（令和4年度版）

## 1 ワイナリーの課税移出数量分布



中小規模ワイナリーが 97%超の現状  
早期に経営基盤の拡充を図るべき新規事業者数は約 18%  
欠損事業者が5割超

## 2 ワイナリーの経営状況（営業利益）



中小ワイナリーは日本ワイン製造者  
割高な国産原料ぶどうを使用して製造するなど 欠損及び経営利益額 50万円以下の経営基盤脆弱な者は46%超に及ぶ

## 3 国内製造ワイン・輸入ワインの課税数量の推移（単位千kℓ）及び輸入品の数量割合



ワイン市場の大半が輸入ワインで占める  
関税撤廃によるシェア拡大のおそれ  
国内製造ワインは約 3 分の 1 でほぼ横ばい状態

中小規模事業者への支援、地方創生の推進

97%超を占める中小規模ワイナリーが支援を要望

うち、新規参入事業者が約18%



### 税制改正要望事項

- ①ワインの酒税増税時における中小・零細ワイナリーの救済策の充実強化
- ②「日本ワイン」に対する酒税の軽減税率制度の導入
- ③ワイン等の関税の撤廃に当たっての中小ワイナリーへの配慮
- ④ワインの低アルコール分のものに対する低額税率の適用
- ⑤品目の例外表示としてぶどうを原料とする果実酒に「ワイン」の呼称を新設
- ⑥流通市場における被災酒類及び変質等酒類の酒税現地還付制度等の導入
- ⑦酒税制度の簡素合理化
- ⑧輸入ブドウ果汁に係る関税率の引下げ

### 税制改正以外の要望事項

- ①日本ワイン原料用ぶどうの生産圃場の確保支援(大規模農地確保等)
- ②日本ワイン原料用ぶどうの育成支援(苗木確保のための輸入手続きの緩和、優良苗木の確保支援、ワイン用ぶどうの品種改良、ワイン用ぶどうの栽培方法等の技術的な支援等)